

公安委員会	「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」	平成26年10月30日
説明資料No. 1	の改正について	警 備 課

第1 改正の経緯

- 本年3月、政府において「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことに伴い、同計画に定める新たな被害想定の下、各府省庁の業務継続計画に盛り込むよう求められた内容等を踏まえ、既存の業務継続計画を改正するもの。
- 「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」の改正は、平成20年の策定後、東日本大震災後の平成24年5月に続き2度目。

第2 主な改正事項

1 政府業務継続計画の策定に伴うもの

(1) 被害想定

- 従来前提（東京湾北部地震）に代え、最大震度7の都心南部直下地震を想定。
- 警察庁庁舎（中央合同庁舎2号館）に関する被害事象を修正し、これら事態を踏まえた更なる燃料等の確保について規定。

(2) 非常時優先業務と管理事務の区分

非常時優先業務のうち、これら業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務を新たに「管理事務」として位置付け。また、同管理事務の内容について、非常時優先業務を定めた別表上に明記。

(3) 職務代行者の職務代行順位の規定

警察庁長官に事故があるときの職務代行者について、定められた職務代行者がその順位に基づき職務を代行する旨を記載。

(4) 職員の参集状況等の把握、周知

各所属において、所属職員の参集場所、所要時間等の情報を適切に管理し、参集要領を職員に周知する旨を記載。

(5) 救助用資機材の確保

職員等の救助活動のため、従来の救護用品に加え、救助用資機材の確保について記載。

2 その他の修正

業務継続計画の実施に伴う各種措置の実施主体について記載を明確化したほか、所属名や字句の表記を統一するなど、表現を適正化。

1 勲章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成26年11月7日(金) 10時10分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 160名 (受章者87名、配偶者73名)

(2) 勲章受章状況

ア 受章者 1,934名

イ 内訳

○ 元警察職員 1,928名 (うち春秋叙勲82名)

○ 民間 6名

県・方面公安委員会委員長4名、防犯協会役員1名、警察嘱託医1名

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲

瑞宝重光章 1名

瑞宝中綬章 6名

瑞宝小綬章 54名

旭日双光章 5名

瑞宝双光章 1,021名 (1,014名)

瑞宝単光章 847名 (832名)

ウ 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全体 71.2歳

春秋叙勲 77.5歳

危険業務従事者叙勲 71.0歳

2 褒章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成26年11月14日(金) 10時30分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 62名 (受章者40名、配偶者22名)

(2) 褒章受章状況

ア 受章者 46名

イ 内訳

藍綬褒章 41名

防犯功績37名、交通安全功績3名、自動車運転者教育功績1名

黄綬褒章 2名

業務精励(警察犬指導員)2名

紅綬褒章 3名

人命救助3名

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月27日(月) 午前9時00分から午後6時00分まで
(2) 剣道大会 10月28日(火) 午前9時00分から午後6時00分まで

2 開催場所
日本武道館

3 開催結果

(1) 柔道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	大阪府警察	警視庁	兵庫県警察
第2部	北海道警察	愛媛県警察	宮崎県警察
第3部	石川県警察	岩手県警察	山形県警察

(2) 剣道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	警視庁	兵庫県警察	長崎県警察
第2部	福岡県警察	熊本県警察	山口県警察
第3部	宮崎県警察	沖縄県警察	山形県警察

(3) 全勝賞

区分	所属	階級	氏名
柔道	大阪府警察	巡査	
柔道	北海道警察	巡査長	
柔道	岩手県警察	巡査長	
剣道	警視庁	巡査長	

4 今後の大会予定

「全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会」

開催日時・場所：平成26年11月18日(火) 8時50分・警視庁術科センター

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「サイバー犯罪対処能力の強化等の推進状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 部門間・都道府県警察間の連携の実施状況

- 本部では、本部長を長とする「サイバー犯罪対策委員会」等を設置し、各部門間で情報共有を図りながら連携強化を推進している。
- 本部及び警察署では、サイバー犯罪認知時、各部門が共同で現場臨場し初動対応するなど、認知当初から連携しているほか、他都道府県警察と積極的に合同・共同捜査を実施している。

(2) 対処能力の向上に資する取組の実施状況

- 本部では、民間技術者を講師とした研修会の開催、民間企業・大学への捜査員の派遣など、民間事業者等の知見を活用して対処能力向上に取り組んでいる。
- 本部及び警察署では、部門を問わず、サイバー犯罪捜査検定を実施し、捜査員の知識の底上げに取り組んでいる。
※ 首都圏等以外では民間企業・大学への研修等の委託が困難である、検定問題に都道府県警察間で差異がある、問題作成が負担であるなど、人材育成に係る課題が認められた。

(3) サイバー犯罪の特性を踏まえた捜査の実施状況

- 本部では、サイバー犯罪の特性及び捜査上の留意事項について、本部長通達の発出、巡回教養の実施などによって周知を図っている。
- 本部及び警察署では、サイバーパトロール等によって違法・有害情報の把握に努めており、事件化又は削除要請を行っている。
※ 事業者によって通信履歴（ログ）の保存期間が短い、照会要領等が異なるなどの課題が認められた。

(4) サイバー攻撃対策の推進状況

- 本部では、警備部、生活安全部及び情報通信部が連携して重要インフラ事業者に対する個別訪問を実施し、被害の未然防止のための指導及び協力関係の維持を図っている。

公安委員会

F A T F 対 日 審 査

平成26年10月30日

説明資料No.

5

フォローアップ結果について

組織犯罪対策企画課

警備企画課

(略)

1 会議の概要

アジア・太平洋薬物取締機関長会議は、国連麻薬委員会アジア・太平洋地域の地域別会合であり、地域内諸国・地域の薬物取締機関の代表が参加し、各国の薬物情勢、薬物対策の取組み状況、個別論点等について報告・討議するもの(警察庁、厚生労働省、外務省等関係省庁から参加)。

2 主な論点と議論

(1) 合成麻薬及び危険ドラッグ (New Psychoactive Substances (新精神活性物質)) 等の不正取引への対応

- ・ 我が国より覚醒剤の流通が地球規模化していることを指摘し、薬物犯罪組織にダメージを与えるための国際捜査協力の必要性を指摘した。
- ・ 我が国より危険ドラッグを国際的に規制することの必要性を訴え、指定薬物リスト(1,414物質)を会議資料として配付した。

これにより、各国に危険ドラッグの国内規制を強化することを呼びかける報告書が採択された。

(2) 薬物犯罪組織に効率的に対処するための法制度・取組み等の改善

危険ドラッグ規制を各国間で共通化することにより、規制の弱い国から強い国への不正取引が防止できることを指摘し、各国に薬物規制に関する法制度の不断の見直しを呼びかける報告書が採択された。

(3) 薬物取締機関間の協力・協調の推進

薬物不正取引の複雑化を指摘し、取締機関間の情報交換の必要性、共同取締チームの設置等を呼びかける報告書が採択された。

3 その他

- ・ 我が国より、一部諸国等による薬物規制緩和の動き(大麻の合法化等)に対して懸念を表明し、現行条約の規制対象薬物の維持を主張した。
- ・ 参加諸国との二国間情報交換・検討を実施。

平成26年11月3日(月)から11月7日(金)までの間、モナコ公国において、第83回 I C P O (国際刑事警察機構) 総会が開催され、このうち11月3日(月)及び4日(火)に閣僚会合が開催されるところ、その概要は次のとおり。

1 閣僚会合

(1) 開催日

平成26年11月3日(月)及び4日(火)

(2) 参加者

米田長官

(3) 議題等

- 「国際警察協力100周年」を主題に6つのパネル・ディスカッションが行われ、2日目にはその内容を踏まえた「閣僚宣言」が採択される予定。
- 米田長官は「国内及び国際警察協力における障害の克服」と題するパネル・ディスカッションにおいて、我が国のサイバー犯罪対策を紹介するとともに、国際捜査協力の在り方について提起する予定。

2 年次会合

(1) 開催日

平成26年11月5日(水)から7日(金)までの間

(2) 参加者

国際捜査管理官ほか

(3) 議題等

犯罪対策及び国際協力の推進並びに機構の財政及び管理に関する決定、執行委員選挙(副総裁1名(アフリカ地域)、執行委員4名(アフリカ、アメリカ地域各1名及びヨーロッパ地域2名))、ストック次期事務総長の信任等が行われる予定。

1 概要

昨年12月に取りまとめられた「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」において、生活道路における速度取締りの困難性や取締り場所の固定化といった課題が指摘されたことを踏まえ、海外で開発された速度違反自動取締装置の導入上の課題検討に用いるため、当該装置を用いた速度違反に係る指導取締りの試行運用を行うもの。

2 対象装置

次の3種類の速度違反自動取締装置を各2基使用する。いずれも車両の速度を測定して違反車両の写真を撮影する装置である。

○ 可搬式

速度測定部を三脚に固定して速度を測定するもの。持ち運びが可能。

○ 半可搬式

大型のバッテリーを内蔵しているタイプのもの。持ち運びは不可能であるが、資材運搬車等による運搬は可能。

○ 固定式（警告機能付き）

路面に埋め込んで固定するタイプのもの。違反車両に対する事前警告機能や付近の歩行者等に対する注意喚起のための警告機能も有する。

3 実施内容

(1) 実施期間

平成26年11月4日（火）から約2か月間

(2) 実施場所等

○ 可搬式及び半可搬式

埼玉県内の適宜の場所・時間帯において埼玉県警察が運用。

○ 固定式（警告機能付き）

埼玉県内の生活道路に設置して埼玉県警察が運用。

4 試行運用後の方針

今後の全国展開を視野に入れ、設置効果、道路交通環境への適応性、住民意見等の試行運用結果を踏まえて導入上の課題を検討する。

1 エボラ出血熱の発生状況

2014年3月、ギニアでの集団感染から始まり、隣国のリベリア及びシエラレオネへと流行地が拡大。ナイジェリア及びセネガルでも感染が確認された後、スペイン及びアメリカで二次感染も発生

患者数 13,703人 死亡者数 4,922人(疑い例を含む。2014年10月29日現在)

2 エボラ出血熱の特徴

エボラ出血熱は、感染防護なしに、症状が出ている患者の体液等（血液、分泌物、吐物、排泄物等）や患者の体液等に汚染された物質（注射器等）に触れた際に、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することにより感染

一般的に、症状のない患者からは感染せず、空気感染もしないものの、感染した場合は非常に高い致死率

3 政府の対応

- 「エボラ出血熱対策関係閣僚会議」及び「エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議」の設置（28日）
- 「内閣官房エボラ出血熱対策室」の設置（28日）
- 総理大臣官邸内閣危機管理センターに「情報連絡室」を設置（28日）
- 検疫対応の強化（厚生労働省）
- 渡航者に対する情報提供（外務省） 等

4 警察の対応

- (1) エボラ出血熱に関する警察庁対策室（警備企画課長を長）の設置（28日）
- (2) 感染防止資機材の準備
 - 感染防止資機材の保管状況の確認、着脱訓練の実施等
- (3) 国内で感染者等が確認された場合等における措置
 - 空港等の検疫所、医療機関等における警戒活動及び交通規制
 - 検体の搬送支援
 - 感染者等の搬送支援
- (4) その他

これら以外の措置については、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を準用